

社会福祉法人吉田福祉会
奨学金貸与事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、保育士または幼稚園教諭(以下「保育士等」という。)の養成校に在学もしくは入学を予定する者(以下「在学者等」という。)で、保育士等の取得を目指し、将来燕市内の児童福祉施設等で保育士等の業務に従事しようとする者のうち、経済的事由等により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、保育士等の養成及び確保に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 養成校における学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があること。
- (2) (1)の養成校を卒業後、資格を取得して、燕市内の児童福祉施設等で保育士等の業務に従事する意思があること

(貸与金額)

第3条 奨学金の貸与金額は、毎年度予算の範囲内で次の各号に定める額とする。

- | | |
|-----------|-------------|
| 奨学金(学費相当) | 月額30,000円以内 |
|-----------|-------------|
- 2 貸与者数は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。
 - 3 奨学金の貸与は、無利子とする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は1年間とし、翌年度も継続を希望する場合は更新の申請をするものとする。

ただし、更新期限は就学する養成校に在学する期間を限度とする。

(貸与申請)

第5条 この規程により奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を一括して当法人に提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 本人自筆の履歴書(写真貼付)
- (3) 住民票
- (4) 在学証明書または入学決定通知書
- (5) 振込口座届出書
- (6) その他、当法人が必要と認めたもの

2 前条の規定に基づき、奨学金貸与の更新を希望する者は、次の書類を一括して法人に提出するものとする。

(1) 奨学金貸与更新申請書(様式第2号)

(2) その他、法人が必要と認めたもの

(審査・決定)

第6条 前条により提出された申請書に基づき、貸与申請者と面接をし、この規程の貸与条件を満たすことを確認するものとする。

2 理事長は、申請書類及び面接結果に基づいて審査し、貸与の可否及び貸与金額を決定する。

3 審査結果は、すみやかに申請者に文書で通知するものとする。

(契約)

第7条 奨学金の貸与を受けることが決定された者は、すみやかに誓約書(様式第3号)並びに奨学金貸付契約書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 奨学金の最後の貸付を受領した後、理事長が指定する日までに奨学金借用証書(様式第5号)を提出しなければならない。

(奨学金の支払方法)

第8条 奨学金の支払いは、原則として口座振込により毎月行うものとする。

ただし、特別の事情があるときは、他の方法又は毎月分を合わせて支払うことができる。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第9条 理事長は貸与契約の相手方(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

(1) 養成校を退学したとき

(2) 傷病その他の理由により修学を継続する見込がなくなったと認めるとき

(3) 死亡したとき

(4) 偽りの申込その他不正な手段によって貸与を受けたとき

(5) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき

(6) その他奨学金貸与の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき

2 理事長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。

(報告義務)

第10条 奨学生は、養成校卒業後、奨学金の返還を終え、または返還に係る債務を免除さ

れるまで、次に掲げる事項について理事長に報告しなければならない。

- (1) 毎年4月30日までに過去1年分(前年度の4月1日から3月31日まで)の成績証明書を持参すること
- (2) 氏名または住所その他重要な事項に変更があったとき
- (3) 奨学金の貸与を辞退するとき
- (4) 養成校を卒業したとき
- (5) 保育士の登録を受け、または幼稚園教諭の免許を取得したとき
- (6) 休学、停学、留年及び復学するとき
- (7) 死亡したとき

(返還)

第11条 奨学生は、養成校を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して6ヶ月(災害、疾病その他やむを得ない理由により理事長が認めたときは、理事長がその都度定める期間)が経過した日以後、次に掲げる期間内に奨学金を返還しなければならない。

- (1) 貸与された奨学金の総額が72万円以下の場合 3年間
 - (2) 貸与された奨学金の総額が72万円を超える場合 5年間
- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生は、第9条第1項の規定により奨学金の貸付を解除されたときは、その解除の日から起算して3ヶ月以内に奨学金を返済しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学生は、いつでも奨学金を繰り上げて返還することができる。

(返還の免除)

第12条 借受人が次の各号の一に該当するときは、奨学金の債務を免除する。

- (1) 資格取得後、当法人の職員としてその業務に従事したとき
(当法人に在職中の期間は返還を猶予する。)
 - (2) 当法人職員として在職中に、当該業務上の事由により死亡し、または傷病のため業務を継続できなくなったとき
- 2 前項(1)については、その従事期間に応じて債務を免除する。
ただし、疾病、災害、育児休業その他の規則で定める特別の事情により勤務できなかった期間は、従事期間に参入しないものとする。

従事期間	免除金額
3年未満	奨学金貸与月額×従事月数
3年以上	全額

5 この規定により債務を免除された奨学金は所得扱いとなり、所得税及び住民税の課税対象となる。

(返還金の減免等)

第13条 借受人が次の各号の一に該当し、事情やむを得ないと理事長が認めたとき、その返還方法を変更し、又は返還金の全部もしくは一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 心身に著しい障害を有すると認めるに至ったとき

(3) 心身の故障により長期の休業を要するに至ったとき

(4) 災害その他特別の事由により、返還が困難と認められるとき

(その他)

第14条 この規程に定める他、事業の実施に必要な事項については理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。